

郡山市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、郡山市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第 6 条 会議は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会は、第 3 条に規定する委員のうちから、会長の指名する委員で構成する。

3 分科会に分科会の会長を置き、分科会の委員の互選によって定める。

4 分科会の会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

5 分科会の会長に事故があるとき又は分科会の会長が欠けたときは、分科会に属する委員のうちから、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

6 前条各項の規定は、分科会に準用する。この場合において、「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会の会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。